



消防団員、消防職員、
家族をしっかりサポート

福祉共済制度のしおり



福祉共済制度は
全国の消防団員・消防職員等のための
福利厚生制度です。

制度の特色

- 1 全国の消防団員、消防職員等の福利厚生のための相互扶助による共済制度です。在職中の生活並びに家族をサポートします。
- 2 全国のほとんどの消防団員が加入しています。
- 3 少ない掛金で充実した給付内容です。日常生活上の疾病、事故による給付はもとより、特に公務上での死亡、重度障害に手厚い給付となっています。
- 4 掛金は年齢問わず一律定額です。
- 5 消防団、消防本部ごとにまとめて加入いただける等諸手続きが簡単なものとなっています。

加入資格と加入方法

- 1 **加入資格**：年齢80歳6ヶ月未満の消防団員、消防職員及び都道府県消防協会職員等で加入時に健康な者
- 2 **加入申込**：消防団(本部)ごとに加入者を取りまとめ、所定の加入申込書3部に必要事項を記入捺印のうち、1部を消防団(本部)事務担当者の控えとし、他の2部を都道府県消防協会に提出してください。なお、消防団(本部)全員加入の場合は加入者名簿を省略することができます。
- 3 **契約期間**：毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、以後毎年更新できます。
- 4 **加入時期**：毎年4月1日とし、中途加入は1ヶ月単位で翌年1月1日まで可能です。

掛 金

- 1 **掛金の額**…… 加入者1人当たりの掛金は、年額3,000円です。
また、中途加入の場合の掛金については下表のとおりです。
- 2 **払込方法**…… 消防団(本部)ごとに取りまとめ、加入月の前月15日までに送金通知書を添付のうえ、都道府県消防協会へ送金してください。

加入月	掛金額(円)	加入月	掛金額(円)
4月1日	3,000	9月1日	1,750
5月1日	2,750	10月1日	1,500
6月1日	2,500	11月1日	1,250
7月1日	2,250	12月1日	1,000
8月1日	2,000	1月1日	750

福祉共済制度の共済金給付内容

区 分	事 由	給 付 名 称	金 額 (円)	
死 亡	公 務	遺族援護金	1,000,000	
		弔 慰 金	23,000,000	
		保育援護金 (加入者の未就学被扶養者1人あたり)	250,000	
	公務外	遺族援護金	1,000,000	
重度障害	公 務	生活援護金	1,000,000	
		重度障害見舞金	23,000,000	
		保育援護金 (加入者の未就学被扶養者1人あたり)	250,000	
	公務外	生活援護金	1,000,000	
障 害	事故又は疾病により180日以内に一定の障害の状態に該当したとき	障害見舞金	第 2 級	500,000
			第 3 級	300,000
			第 4 級	180,000
			第 5 級	90,000
			第 6 級	60,000
入 院	事故又は疾病により180日以内入院	入院見舞金(120日限度) 15日以上入院で1日あたり	1,500	

※上記金額の弔慰金又は重度障害見舞金については、平成24年2月23日以降において事由の発生した死亡又は重度障害を対象とします。

※各支払事由が生じたときから3年を超えると請求できなくなります。

公務により死亡し又は重度障害の状態となった場合は、共済金給付のほかに危険の程度や障害の状態により弔慰救済金(死亡の場合500万円～1,000万円、重度障害の場合250万円～600万円等)が付加贈与されます。

共済金等を支払わない場合

1 遺族援護金・生活援護金

- (1) 加入者が自殺し、又は自殺未遂により重度障害になったとき。
- (2) 加入者が犯罪又は死刑の執行によって死亡し、又は重度障害になったとき。
- (3) 弔慰金の受取人が故意に加入者を死亡させ、又は重度障害にさせたとき。
- (4) 加入者が戦争その他の変乱により死亡し、重度障害になったとき。
- (5) 加入者が飲酒を原因とする事故により死亡し、又は重度障害になったとき。

2 障害見舞金・入院見舞金

- (1) 加入者の故意又は重大な過失のとき。
- (2) 加入者の違法行為によるとき。
- (3) 加入者の精神障害又は飲酒を原因とする事故のとき。
- (4) 加入者の自殺未遂によるとき。
- (5) 戦争その他の変乱によるとき。

大災害等が発生した場合の共済金支払

地震、津波、噴火、風水害等の大災害等が発生し共済金を支払うことが困難と認められ、やむを得ない場合は、理事会の決議によって共済金が減額される場合があります。

各種共済金等の請求・支払方法

1 請求から支払いまで

共済金等を請求するときは、所定の様式により消防団(本部)を経由のうえ、都道府県消防協会へ提出してください。請求を受けた日本消防協会は、審査のうえ都道府県消防協会・消防団(本部)を経て受取人に支払います。(公務による弔慰金又は重度障害見舞金については、原則として日本消防協会から請求者に直接支払うこととします。)

※各種所定の様式は、当協会ホームページ
(www.nissho.or.jp/)からダウンロードして
利用して下さい。



※当協会へ提出する様式8は原本としてください。(コピー不可)

2 遺族援護金又は弔慰金の受取人について

遺族援護金又は弔慰金の受取人

①配偶者 ②子 ③父母(養父母が先、実父母は後) ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

(※非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第8条第3項に定める順位を準用)

3 生活援護金・障害見舞金の請求について

生活援護金・障害見舞金の請求は、加入者が症状固定(医師の診断による)により当協会が定める重度障害及び障害等級表(2～6級)に該当したときとなります。

4 入院見舞金の請求について

(1)入院について、同一事故又は疾病であれば、連続しなくても合算して15日以上入院で入院見舞金を給付します。また、同一の事故又は疾病であれば、複数の病院での入院であっても給付対象となります。

(2)入院見舞金の請求は、加入者が退院したとき又は、入院日数が120日を超えたときとなります。

その他

福祉共済制度は、加入者の福祉の増進とこの制度の健全な運営を図るため、次の福祉増進事業を行っています。

- 1 加入者の健康増進及び公務による事故の防止に資する事業
- 2 消防団の大規模災害活動に対する支援事業
- 3 殉職会員の慰霊祭の事業
- 4 その他この制度への加入促進と維持発展を図るために効果的と認められる事業



お問い合わせ先

各市町村の消防事務担当者または消防本部消防団事務担当者、都道府県消防協会、日本消防協会福祉部

(財)日本消防協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16日本消防協会
03-3503-3074(福祉部) www.nissho.or.jp/